

傍聴要領

岡山沿岸海岸保全基本計画（改定）検討委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 委員会の傍聴を希望される方は、受付時間に会場の受付表を記入し、係員の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 委員会を傍聴される場合に守っていただく事項

傍聴される方は、委員会開催中は静粛に傍聴し、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴席においては、委員会の言論に対する賛否の表明、拍手、私語、談笑等会議の妨げとなるような行為はしないでください。
- (2) 携帯電話等は電源を切り、またパソコンその他これらに類する機器は使用しないでください。
- (3) 写真等の撮影、又は録音等をしないでください。
ただし、報道関係者においては委員紹介まで認めます。
- (4) 委員会開催中は、席から離れないでください。
- (5) その他、委員会の秩序をみだしたり、会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 傍聴される方に退場していただく場合

- (1) 委員会の秩序をみだしたり、穩当でない言動をされた方には、退場していただく場合があります。
- (2) 議場が騒然として整理することが困難であると認められる場合には、傍聴される方全員に退場していただく場合があります。